

らくらく暮らしサポート会員規約 新旧対照表

旧	新
<p>第 14 条 (本サービスの内容変更・中止等)</p> <p>1.当社は、会員の承諾<u>または事前通知</u>なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。</p>	<p>第 14 条 (本サービスの内容変更・中止等)</p> <p>1. 当社は、会員の承諾なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。<u>この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定めて、会員に変更後の内容を通知するものとします。</u></p>
<p>第 15 条 (損害賠償の制限)</p> <p>当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負う責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由から現実的かつ直接的に生じた通常損害の範囲（逸失利益は含まれないものとします。）に限定されるものとし、かつ損害の原因となる事由が生じた時点から遡って過去 1 年間に会員から当社が現実に受領した本サービスの利用料金の総額（ガス機器清掃・点検サービスの場合はガス機器清掃・点検サービス利用料）を上限とするものとします。</p>	<p>第 15 条 (損害賠償の制限)</p> <p>当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供に際して会員に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。その場合の損害賠償額の上限は、損害の原因となる事由が生じた時点から遡って過去 1 年間に、会員から当社が現実に受領した本サービスの利用料金の総額（ガス機器清掃・点検サービスの場合はガス機器清掃・点検サービス利用料）とします。ただし、当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。</p>
<p>第 19 条 (規約の変更)</p> <p>当社は、本規約において別途定めるほか、会員の承諾<u>または会員への事前通知</u>なく、本規約および<u>諸規定</u>を変更することができるものとします。この場合、当社は、変更日の一定期間前に、<u>第 16 条に従い</u>、当該変更内容を会員に通知するものとします。会員は、通知された変更内容に同意しない場合は、速やかに本サービスの利用契約の解約手続きを<u>講じなければならないものとします</u>。会員による解約手続きがなされない場合は、通知された変更内容に同意したとみなします。なお、本条により、本規約等の変更を行ったことおよび本サービスの利用契約が解約されたことにより、会員および第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第 19 条 (規約の変更)</p> <p>当社は、本規約において別途定めるほか、会員の承諾なく、本規約および諸規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、<u>あらかじめ効力発生時期を定めて、会員に変更後の内容を通知するものとします</u>。会員は、通知された変更内容に同意しない場合は、速やかに本サービスの利用契約の解約手続きを行うものとします。会員による解約手続きがなされない場合は、通知された変更内容に同意したとみなします。なお、本条により、本規約等の変更を行ったことおよび本サービスの利用契約が解約されたことにより、会員および第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>

規約の実施開始日 本規約は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。	規約の実施開始日 本規約は、 <u>平成 29 年 7 月 16 日</u> から実施します。
クーリングオフのお知らせ 1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む 8 日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解約）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。	クーリング・オフのお知らせ 1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売 <u>または電話勧誘販売</u> でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む 8 日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解約）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。

以 上